

すでに購入したもののみの約百巻ござります。フィルム購入についてはまたの協力に
よって進められたようです。議会側から教育費については公費によって賄
うべきであるという意見のあり、現在は市の予算で計上してあるという事
もござります。当日このための試写会が行われたわけでもござります。本市は
映画機は小学校と中学校と高校とにそれぞれ十センチフィルムが百四巻、八センチ
五巻、エーストスライドが四巻、スライドが三巻で映画機が三台あります。十セ
ンリという関係から技士の認定資格のあるもののみの約百人が来ようもござります。
尚青梅市、本市ともロッカーを改造してフィルム等を下へてある方法をと
つておられます。どうもフィルムの使用度から学校側で少いというふうに見受けら
れたか、やはり十センチという関係や、教材としてより教員教育というものの方
が多いという関係だと存じます。総務委員会でも慎重に審議をした結果
今回P.T.A.から出された請願は、理科、社会、体育、道徳、音楽、家庭科
図工、特別教育活動というふうなもの、主に要望されたわけになりますので、直接学

校の教材に使用すべきものであるという関係からフィルムライブラリーを設置す
る事は適当である。尚教育に有効なフィルムを数多く購入し視聴覚教育による
小中学校の教育をはかりたいという結論に達したので、本件を採択した次
第でござります。又フィルムライブラリー設置についての指定寄附金も、おき
ます。児童入当り金もP.T.A.にかりて支出し、資金にしてみたい。り
という関係で、去る十月十七日の総務委員会の席上でも教育長から資金
とレタ十万余円をP.T.A.から預りしてあるという報告を受けられたこと
いたしました。慎重に審議したわけでもござります。利用すべきであるという意
見と、利用すべきでないという二つの意見があったわけでもござります。利用す
べきであるという意見は、フィルムライブラリー設置の資金の一部として児童
の教育向上のために、せめて新附された金額でありますが、その分だけやも
ちく購入すべきか教育推進の道であるかというふうな意見があらわれます。
又利用すべきでないという意見は教育に対する父兄負担の軽減が図られてお

る現況に於いて義務教育に対する財政輸入は公費で賄う事が当然である
との意見であります。いふれも教育向上のためには正しい意見であつたか
らのでござります。総務委員会に於いても慎重に審議した結果、奇跡は
受領すべきでないという結論に達しましたので合せて報告させていただきます。
以上で審査報告を終ります。

議長(高橋千春) 次に建設委員長から報告願います。

九番(中西虎蔵) 議長

議長(高橋千春) 九番

九番(中西虎蔵) 町指定でありましたので審査報告をさせていただきます。件は
は町立の中学校の施設並びに運動場に属する諸願書、諸願第廿号中建設委
員会所管分児童生徒の通学路の優先整備についての件でござります。本
員会付託日は昭和三十九年九月三日第三回福生町議会臨時会に於いて建
設委員会に付託、本員会開会日は昭和三十九年九月十八日午前九時、本

委員会に付託された右諸願については慎重審査の結果、左記意見を付し
採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した。意見として、諸願の趣旨は
了と認められ、四号願は舗装完了、百廿九号願は今諸願の段階に入つて
おり、又、五号十号願に付しましては失礼に於いて側溝及び舗装中とござ
ります。三十一号、四十九号願は昔に三十九年度に於いて予算化された事
業実施の直前にあり、その他については町財政上早期実施は困難と認められ
緊急を要するものは路面の補修を行い、今後において総合的に整備計画をた
て舗装化の推進を計りたい。尚町に於いては小中学校児童生徒の交通安全
全を期するため教育委員会及び管内各小中学校PTA等と協議し、学童
のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこの実現を計るよ
う努めることを要望する。右のとおり報告いたします。昭和三十九年九月三十
日建設委員会委員長中西虎蔵、福生町議会議長高橋千春殿、以上でござ
ります。補足させていただきますと、すべり一部に於いて路地の修繕を

やうな現状でございませぬ、請願された通学道路というのは大体二百
米にも達するとう長いもので、予算の件うものでございませぬ、しかし
なみう子供の交通安全を主といたしまして、安全な通学路の確保という
事から、舗装までいかなくとも危険を無くすようP.T.Aの方々の切實
見をもとに標識を求め、安全確保という事を特に委員会の審議中でも
第一にあえたわけであつて、以上で報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

（議長高橋千春）　こゝより委員長報告に対する質疑を行います。

（声なし）

（議長高橋千春）　こゝにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。請願
第1号は本委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（異議なしと呼びかけあり）

（議長高橋千春）　御異議なしと認めます。よつて請願第1号は委員長報

告の通り可決いたしました。

（議長高橋千春）　日程第13号学校区手当郡内三地区との格差是正に関する請願
書請願第10号も議題に決します。本件については総務委員会に審査を付
託してありますので委員長から報告願います。

（十一番大久保一郎）　議長

（議長高橋千春）　十一番

（十一番大久保一郎）　御指図がございましたので審査報告を行います。件名は学校
区手当郡内三地区との格差是正に関する請願書請願第10号。委員会付託日は
昭和34年九月五日第三回臨時議会臨時会において総務委員会に付託したも
の、本委員会付託日は昭和34年九月十五日午前九時、昭和34年十月十七
日午前九時、本委員会に付託された右請願については慎重審査の結果、次の
意見を付し採択の上執行機関に送付すべきものと決定した。意見請願の主旨
はつとさういふ、各市町村間との均衡を考慮の上、こゝに実施の時期、手当額

等を決めるよう努力したい。右の通り報告いたします。昭和十九年十月十六日
総務委員会委員長大久保部福壽議長高橋千春殿以上審査の概
要について申し上げる。御承知のよう。今回の請願と同様。請願の
ある月の定例会第百四回に提出されました。総務委員会に付託となり、当時
の委員長である石川委員長から報告され、採決され、おかげであります。今
した決定に沿いまして、本月の定例会で十一月の追加予算が提出され、議決さ
れて、おかげで御承知の通りで、都内五区の間、今月はいはい、遠い願では
ありません。現行補正としては、区長の手当は一律二万円、児童手当三万円、
ごさいます。請願の趣旨は前同と同様、五区との格差是正であり、総務委員
会でも慎重に審議した結果、都内五区との格差是正に決しました。これは、各
区も、各町も、各市町村の均衡を配慮され、善処されるよう採決
した次第でございます。このしく、御審議のまじり願いたします。

議長高橋千春　　このより委員長報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長高橋千春　　このより質疑を略したします。おはりました。請願第十号は委員長報告の通り決する。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長高橋千春　　御異議なしと認めます。よって請願第十号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長高橋千春　　日程第四保育園保育教員購入に關する請願書請願第十号を議題に供します。本件については、厚生委員会に審査を付託してあります。各委員長から報告願います。

四番天沼春一　議長

議長高橋千春　　四番

四番天沼春一　御報告がありました。報告させたいです。中が保育園保
育教員購入に關する請願書。請願第十号。委員会付託日は、昭和十九年九月

三日第三回福生町議会臨時会に於いて厚生委員会に付託、委員会開会日は昭和十九年十月十日午前七時、本委員会に付託された右請願については慎重審査の結果、左記意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した意見、請願の趣旨を了とし、町財政を考慮の上、昭和甲年度予算により購入しようとする善処をいたし、右の通り報告いたします。昭和十九年度十月十日厚生委員会委員長大沼春佐、福生町議会議長高橋平春殿、審査内容について報告させていただきます。本件はつぎのようにして町立スミレ保育園のビデノ購入に案する請願で、福生町には都立福生、熊川町立スミレ、松之、東福四つの保育園がございますが、その地域を定め、園児を収容していただくわけになります。従って、町としてビデノは設置してあるわけや、スミレ東福に於いてはまだないわけで、町としてしても地域を定め、その関係と児童に於いては、さう格差があるとは思わないと思つておりましたが、厚生委員会といふにしても理事者と四つの保育園を視察し、調査したわけでございます。

従つて今年度に入りては予算との格差が困難であるという事もございます。甲斐に於いて予算化し、購入を善処したいという事で、委員会の決定をみたわけでございます。ただ、これも申し上げましたように町が地域を指定して、良い悪いという所の格差がある所に園児を収容していただくわけや、なるべく早い期間に格差を是正していただくたいと同様に、いかにスミレ保育園に設置し、東福に於いてもさうものを設置しなければならぬと思ふので、厚生委員会といひましては、さういふ年度の予算編成におきまして、東福保育園にも合せて考慮さういふお願ひしたわけやでございます。以上のような審査内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

（議長高橋平春） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（議長高橋平春） これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。請願者十名は委員長報告の通り決するわけや、異議ありませんか。

（「昇議なし」と仰み者あり）

一議長（高橋千春） 仰昇議なしと認めます。よって請願第十七号は本委員報告の通り可決いたしました。

一議長（高橋千春） 日程第十五個請願新設並に道路舗装に關する請願書、請願第十七号を議題に供します。事務局として請願書の朗読をいたさせます。

一議令事務局（野村重一） 朗読

一議長（高橋千春） 紹介議員大野議員より本主旨の説明を求めます。

一十八番（大野行夫） 議長

一議長（高橋千春） 十八番

一十八番（大野行夫） ただいま朗読された所はスーパーマーケットと栄通りのかがソリスタードに出まくる通りで、完全な舗装がされたため、中肉一帯の排水の口のみは現状を見た時にいみせん早急に解決をしなければならぬのみ、この一帯であり、又五五番地以外の所も雨の降ると同じように排水の口がなく、この第一

一段階といたしましたので、この度、ここに請願を出されたわけやござりますので、よろしくお願ひする次第でございます。

一議長（高橋千春） このより紹介議員説明に対する質疑を行います。

（声なし）

一議長（高橋千春） 質疑を総結いたします。おはかりいたします。本件については建設委員会に付託し、詳細は審議を願う事といたしたいと思ひます。この内、仰昇議ありきんか。

（「昇議なし」と仰み者あり）

一議長（高橋千春） 仰昇議なしと認めざる可決いたしました。尚本委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一議長（高橋千春） 日程第十五号町道舗装に關する請願書、請願第十七号を

議題に供します。事務局として請願書の朗読をいたさせます。

一議令事務局（野村重一） 朗読

一議長(高橋平春) 紹介議員大久保議員から本主旨の説明を求めます。

一十一番(大久保) 議長

一議長(高橋平春) 十一番

一十一番(大久保) 四指のみございまして、請願第十四号町道舗装に関する
請願書につきまして、紹介議員を代表して説明申し上げます。内容については
ただいま事務局から朗読させていただきます。場所は自治会館から都
営住宅を通り、主体交差の道路から道路でございます。請願内容が
ういさまの自治会館から五丁橋の所までありまして、非常に都営住宅と
五丁戸でございまして、今後住宅がございまして、関係で重要視されておる道路
であり、非常にいたんでおる現状でございます。事や、本件につきまして建設委員会
におきまして十分視察願ひ採択さなければ、幸々と思っております。

一議長(高橋平春) このより紹介議員説明に対する質疑を行います。

一「異議なし」と仰み者あり

一議長(高橋平春) このにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。本件につ

いては建設委員会に付託し、詳細は審議を願う事といたしたいと思います。
すか、このにて異議ありませんか。

一「異議なし」と仰み者あり

一議長(高橋平春) 町果議決しと認めさよう決定いたしました。尚委員会の審
査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(高橋平春) 日程第十七号町道踏切柵作修に関する請願書、請願者
十四号を議題に供します。事務局として、請願書の朗読をいたさせます。

一議長(高橋平春) 朗読

一議長(高橋平春) 紹介議員加藤議員から本主旨の説明を求めます。

一十二番(加藤) 議長

一議長(高橋平春) 二番

一十二番(加藤) 四指をいいたございまして、請願第十四号町道踏切柵作修

に關する諸願について紹介議員を代表いたしまして、補正説明を申し上げます。
ただいま事務司で説明された通りでございます。本件については昭和二十六年
八月の臨時会におき、採決の可決してからの経過でございますが、現在工事の立
休を差支えておき、明年四月には完成されるという見通しの現在におき
まして、この踏切の全面肉鑢といふことにつきまして當時地元民から肉鑢
の諸願が出されたものでございます。従いましてこの件につきましても完成
固は現在におきまして、肉鑢についての具体的な説明がないという事から
非常な地元民といひましても不安であります。尚かつ肉鑢といふこと
ふうな噂さをもたまたま聞いつておられますのでこの件につきましても是非
町議会並びに理事者にお願いたしまして、目的達成のためにも抑努力
願いたいかようにお願ひ申し上げまして、今日の諸願も建設委員会に付
託されて、慎重審議いただけたらよろしくお願ひ申し上げます。

一議長(高橋千春) 二より紹介議員の説明に対する質疑を行います。

一十五番(福野鉄之助) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

一十五番(福野鉄之助) 日老街道踏切存続促進について説明がなされた通り、昭和三十

五年に採決された通り、おき、地元の人達から肉鑢するということに
つましては本当に困るという気持におきまして、再度促進方を願ひした
と承るわけであり、肉鑢の通り、この踏切の肉鑢といふこと、都営の方、
又松原地区に三十何軒の住人でおき、東側の人も不便をきたす事にもな
ると思ひます。主休を差支に踏切をつけ、歩道ができたからという事で、都の方
の返事も難しい、肉鑢の可決ではないかという事は、われわれも予想するわけであ
る、いまま、少なくとも人の歩ける程度でも存続させていただきたいという
事を願ひしたいと思ひます。福生駅の北側にありました踏切にしても、
肉鑢といふこと、事におきまして、福生病院の方に傾けなければならぬので、
不便で困るという事で、住民の方々の町から鉄道にお願ひして、現在残つて

ける状態でありまして、できる範囲から住民の心を心として、理事者並びに
建設委員会におきましても格段の配慮をお願い、警報機をつけたいなど
まして歩行者の通へるような最悪の場合には入つという措置をとつていただくよ
う切にお願いする次第でございます。

二十番(大久保町) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

二十番(大久保町) 私どももお願いしたいと思ひますが、本件は昭和五十七年八月五日
ついでに請願が出され、九月三日自治会臨時会で決定されたわけの關係でござい
ますので、線路の向側は非常に土地もあり、用鎖とつてついでに発展の阻害
にも大なる影響を及ぼし、都営住宅を含め一般住宅もさういふ増築をせよとあると
いう点から、やはり存置した方がよいのではないかという点もあり、又これ
に代り、さうな方策にたつても住民のためには、建設委員会、理事者にもお願
いしたいと思ひます。当地は騒音等にも悩まされて、いふ地区でございます。

まうので、さうした政治的にも是非考慮の上、配慮をお願いする次第で
ござります。

一議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件につい
ては建設委員会に付託し、詳細な審議を願う事にしたと思ひます。あ
るいは、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。さう決定いたしました。尚、委員会の審査
報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(高橋千春) ここで暫時休憩し、午後二時から開会いたします。

休憩 午前十二時五十分

開議 午後一時八分

一議長(高橋千春) 休憩前に引き続き開議を行います。先程から委員会に付託と
なった案件につきまして、日程が決定いたしましたので、局長をして報告いたさせ

ます。

「議事事務局長（島田留） 休憩中に各委員会より協議いたし、日程が決定いたし
ましたので報告いたします。十月三十一日午前九時より建設委員会、二十九日午前
九時から厚生委員会、議会運営委員会につきましては三十日午前九時から
開催いたしますので仰り下さい。」

「議長（高橋孝春） 日程第十八一般質問、一般質問の通告は中村議員、堀野議員

杉本議員、大沼議員以上四名でございます。ようう通告順に一般質問を許し
ます。最初に中村議員」

三十三番（中村良太） 私は福生町の消費経済都市として大きく伸びゆく将来計画
についてお尋ねいたしたいと思っております。先般東京都下関に福生町の財政面に
関しまして、そのに対する批判が報道され、その詳細が町民全般に知られたわ
けでございます。その赤字一億余円であり、今後の事業を取りやめ償
うとしておされた事はわいわい、本年度の予算を議決した議員として甚だ

遺憾と痛感する次第でございます。その原因が行政指導の結果、国並みに都
の監督権の強化の現われ、身分不相応の無計画によるものかの議論はさておき
現実の福生町の発展が一歩も数歩後退した事は否めない事実であらうと存
じます。新庁舎をとりまして、隣接町村融合の行政による市政施行を
期待するとは、すばらしいのではありませんかという声は町民の口にある事を私自
身も聞いております。積極政策のもとに押し進めてきました町づくりが、今後
経費の削減といかに健全財政自立のためとは言え、いかに積極政策に臨む
かの違いがあるものと佳民一般は非常に関心をもち、この点を見守るおろ
次第でございます。その点、理事者のお考えを承りたいと思っております。私は町民
民の基盤は田地の誘致、学校の建設、総合グラウンド、及び隣接市町村の域内
消費経済振興策に計画する以外にないと思っております。今後単独の国策文
化水準からおして佳民福祉について、市街地の開発、住宅と下水道、学校保
健の整備、道路等に关して、佳民からの陳情請願は増加する事は当然